

地 区 整 備 計 画	地区の 区 分	地区の名称	⑩ 地 区	⑪ 地 区
		地区の面積	約0.5ha	約1.5ha
	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)ぱちんこ屋、カラオケボックス、ゲームセンターその他これらに類するもの (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの (3)倉庫業を営む倉庫 (4)畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)葬儀場 (2)畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの
		建築物の敷地面積の最低限度	100平方メートル ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地として使用する場合は、適用しない。	
	壁面の位置の制限	—————		
	建築物の高さの最高限度	—————		
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の形態又は意匠の制限は、次に掲げるものとする。 (1)敷地外に落雪のおそれのある屋根には、雪止め等を設ける。 (2)建築物の屋根、外壁又は工作物等は色彩に配慮し、原色を避け、周辺環境に調和したものとする。 (3)屋外広告物を設ける場合は、越谷レイクタウン土地区画整理事業の区域内に存する店舗等のものとする。		
	かき又はさくの構造の制限	道路に面する側にかき又はさくを設ける場合は、生け垣、フェンス等とし、コンクリートブロック等を設置するときは、安全かつ周辺の景観に配慮したものとする。		